

11月分

No.12

件名	カスハラ条例の制定について
受付日	令和7年11月25日
ご意見・ご提案の概要	<p>カスハラ条例について、東海4県で岐阜県のみが制定していない。</p> <p>事業者ごとに対策を委ねるのではなく、迷惑防止条例のように県で制定した方が効果があり、一丁目一番地の働いてもらい方改革だと思うので、カスハラ条例の制定をしてほしい。</p>
県の考え方	<p>本年6月に労働施策総合推進法が改正され、来年中にはカスハラ対策が全ての事業主に義務付けられます。そのため国が指針として、事業主が講すべき対策を具体的に示すこととなっています。これを受け県では、「岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議」を開催し、指針内容について関係機関を通じて県内事業者の皆様へ周知してまいります。</p> <p>今後の連携会議では条例制定や独自の指針等の必要性についても意見交換し、こうした過程で当県特有の対応が必要となれば、実態調査の実施や有識者会議の設置など、具体的な対策を検討してまいります。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課